

公示番号：160347

国名：フィジー

担当：人間開発部保健第二グループ保健第三チーム

案件名：5S-KAIZEN-TQMによる保健人材育成プロジェクト 詳細計画策定調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年7月下旬から2016年9月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.63 M/M、合計 1.13M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	19日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2016年6月15日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>  
業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)  
([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html))  
をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年6月28日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	18点
- (計100点)

類似業務	保健分野に係る各種評価調査
対象国／類似地域	フィジー／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

フィジー保健政策は、基本的な医療サービスの充実、より質の高い医療サービスの提供、保健医療システムの強化を重点課題としており、従来の MDGs4（乳幼児死亡率の削減）や MDGs5（妊産婦の健康改善）に対する取り組みから、生活習慣病や生活の質の向上に繋がるより質の高い医療サービスの提供と、質の重視に移行している。

そのような中、2012年にフィジー保健省が独自で 5S-KAIZEN-TQM のアプローチを導入し、看護人材へのトレーニング等の取り組みを実施していたが、5S-KAIZEN-TQM に関する専門的な知見の不足、人材面のリソース不足やモチベーションの低下等の課題を残したまま、5S-KAIZEN-TQM が浸透しないままプログラムが終了したという経緯があった。前回明らかになった課題を基に、2015年に再度病院で保健医療サービスの供給を目的として、再度フィジー保健省により、対象病院に対して 5S-KAIZEN-TQM プログラムを実施しているところである。WHO の財政的支援によりマニュアルの開発や、保健省の中で 5S-KAIZEN-TQM チームが形成されるなど、基礎部分は構築されつつあるが、各病院における実施とモニタリングの部分で課題が残っている。そこで、より効果的・効率的な 5S-KAIZEN-TQM の活動運営を目指して、フィジー保健省より今回我が国に対し、フィジー3 大国立病院（CWM 病院、ラウトカ病院、ランバサ病院）を対象とした 5S-KAIZEN-TQM に関する技術協力プロジェクトの実施の要請が挙げられた。

また、大洋州地域では近年の生活習慣病への危機感の高まりを背景に、2015年5月より「フィジー生活習慣病対策プロジェクト」が実施されているところである。「フィジー生活習慣病対策プロジェクト」においても、保健医療サービスの質の向上を目標の一つとしており、生活習慣病対策には保健医療サービスの改善が非常に重要であり、5S-KAIZEN-TQM の導入によりさらなる相乗効果が期待されているものである。さらに大洋州地域はそれぞれの国が小さく共通の課題を抱えており、フィジーでの 5S-KAIZEN-TQM は大洋州地域では初めての技術協力プロジェクトであり、保健医療施設管理の向上や保健医療サービスの質の向上のためのマネジメント手法として大洋州地域に波及する可能性を秘めている。5S-KAIZEN-TQM の手法を取り入れた病院マネジメント強化を通じて、目標である「病院における保健医療サービスの質の向上」に繋がることが期待される。

今回実施する詳細計画策定調査は、先方政府関係機関との協議を経て、本プロジェクトに係る、計画枠組み、及び実施体制等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M）締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的として実施するものである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2016 年 7 月下旬）

- ①要請内容・背景を把握する（関連報告書等の資料、情報の収集・分析）。
- ②上記を踏まえ、担当分野に係る調査計画・方針（案）を検討し、質問票（英文）を作成する。
- ③PDM・PO（案）（英文・和文）及び事業事前評価表（案）（和文）を検討する。
- ④他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑤フィジー側関係機関、他ドナー等に対する質問票（案）（和文）を作成する。
- ⑥調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

### （2）現地派遣期間（2016 年 8 月上旬～8 月下旬）

- ①JICA フィジー事務所等との打合せに参加する。
- ②フィジー側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③本調査の趣旨・実施方法について、フィジー側に説明を行う。
- ④事前に JICA フィジー事務所を通じてフィジー側関係機関に配布した質問票を回収・分析するとともに、以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
  - ア) フィジーの開発計画における本プロジェクトの位置づけ
  - イ) 5S-KAIZEN-TQM に関する開発動向とフィジー側実施体制（組織・予算・人員等）
  - ウ) 他ドナー・機関による関連する援助動向
- ⑤調査団及びフィジー側と協議の上、PDM（案）（和文、英文）、PO（案）（和文、英文）の作成を支援する。
- ⑥フィジー側との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）（英文）及び M/M 案（英文）の作成に協力する。
- ⑦評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
- ⑧担当分野に係る現地調査結果を JICA フィジー事務所等に報告する。

### （3）帰国後整理期間（2016 年 8 月下旬～9 月上旬）

- ①事業事前評価表（案）（和文・英文）の作成に協力する。
- ②現地調査結果及び収集資料の整理・分析を行う。
- ③帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ④担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成し、全体の取りまとめに協力する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（１）（２）双方とする。

（１）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

（２）事業事前評価表（案）（和文）

上記（１）～（２）については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

を参照願います。留意点は以下のとおり。

（１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

## 10. 特記事項

（１）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年8月8日～2016年8月26日を予定していますが、出発が前後する可能性があります。本業務従事者は、JICAの調査団員に2週間程度先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 技術参与 (JICA)

エ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAフィジー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、原則、職員等と同乗することとなります）

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ

カ) 執務スペースの提供：なし

（２）参考資料

本業務に関する関連文書を、JICA人間開発部保健第二グループ保健第三チーム（TEL:03-5226-9163）にて配布します。

① 要請書

② フィジー国5S-KAIZEN-TQM関連資料

### (3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィジー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。

以上